

～第4種踏切道において発生した、列車と原動機付自転車との衝突による死亡事故～

鉄道事業者名：四国旅客鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：平成30年12月12日 17時08分ごろ

発生場所：愛媛県今治市

予讃線 伊予富田駅～伊予桜井駅間（単線）

中土踏切道（第4種踏切道：踏切遮断機及び踏切警報機なし）

高松駅起点138k765m付近

<概要>

四国旅客鉄道株式会社の松山駅発高松駅・岡山駅行きの上り特急電第26M列車の運転士は、平成30年12月12日（水）、伊予富田駅～伊予桜井駅間を速度約120km/hで走行中、中土踏切道（第4種踏切道）に進入してくる原動機付自転車を認め、直ちに非常ブレーキを使用するとともに気笛を吹鳴したが、列車は同原動機付自転車と衝突した。

この事故により、同原動機付自転車の運転者が死亡した。

<事故現場付近略図>



※この図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成

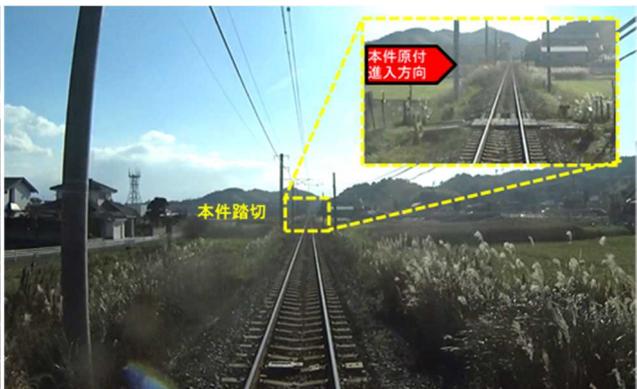
<原付進入側から見た中土踏切道の状況>



<原付進入側から見た列車見通し状況>



<上り列車から見た中土踏切道見通し状況>



<原因>

本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である中土踏切道に列車が接近している状況において、原動機付自転車が同踏切道に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと推定される。

列車が接近している状況において原動機付自転車が同踏切道に進入した理由については、原動機付自転車の運転者が死亡しているため明らかにすることはできなかった。

<再発防止のために望まれる事項>

踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、廃止又は踏切保安設備を整備すべきものである。

鉄道事業者、道路管理者及び地域住民等の関係者は、中土踏切道において繰り返し死亡事故が発生していることを重く受け止め、同踏切道の廃止又は踏切保安設備の整備に向けた協議を進め、早期に方針を定めて具体的な取組を進めることが必要である。

また、同踏切道と同様に高速で列車が通過する第4種踏切道は、廃止又は踏切保安設備の整備を優先的に取り組むことが必要である。

<事故後に講じられた措置>

四国旅客鉄道株式会社、今治市及び今治警察署は、本事故の発生を踏まえ平成30年12月25日に中土踏切道の安全対策について会議を行い、同踏切道を廃止する方向で地域住民との協議を再開することとした。

その後、同市は、地域住民の代表者と同踏切道の廃止について打合せを行い、令和元年5月に開催された地域住民の総会において、周辺の農道拡幅工事と併せて同踏切道を廃止することについて地域住民の同意が得られた。

詳細は、運輸安全委員会ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jtsb>) より、
鉄道事故調査報告書をご覧ください。